

みどりのたより

75号 2019年7月24日

(HP掲載版は、一部加筆・修正しています)

CONTENTS

I. 行政情報

1. 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果 4
2. 2019年度農薬危害防止運動の実施 8
3. 平成29年度食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果 12
4. 平成29年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の
再生利用等実施率(推計値) 14
5. 複数回収穫される作物の農薬の使用回数(農取法施行規則の改正関係) .. 15
6. スマート農業に関する情報 16
7. 農薬の空中散布を巡る現状 19
8. ツマジロクサヨトウに関する情報 20
9. 令和元年の病虫害発生予察情報「特殊報」一覧 ほか 23

II. 緑の安全管理士会

1. 2019年度「緑の安全管理士会」役員会開催 25
2. 「緑の安全管理士会」役員会資料(抜粋) 25
- 3. 資格更新研修会に係る更新要件の変更【重要】(3) 32**
4. 事務局からの連絡とお願い 33
- (1) 更新年次の研修会に出席できなかった場合の「理由書」の提出 33

III. 緑の安全推進協会

1. 第30回通常総会開催 34
2. 資格認定研修会の受講者募集 34
3. 講師派遣事業 34
4. 農薬電話相談室 34
5. 「グリーン農薬総覧 2019年 総合版」 35
6. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」 35
7. 「緑の安全管理士」に係る届出書式等 36
8. 「緑の安全管理士」資格認定・資格更新等の仕組み 38
9. 2019年度「緑の安全管理士」資格更新研修会(兼支部大会)日程 39

公益社団法人 緑の安全推進協会

I. 行政情報

ハイライト

1. 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果(令和元年 6 月 7 日公表)

農林水産省は、平成 29 年度に実施した農家 477 戸における農薬の適正使用を確認するための調査結果を公表しました。

全ての調査農家において農薬は適正に使用(総使用回数:5,236 回)されていたこと、全検体(延べ 2,842 検体)とも食品衛生法に基づく残留基準値を超える検体はありませんでした。

(1) 農薬の使用状況

477 戸の農家に対し、記入簿への記入・聞取りにより農薬の使用状況を調査した結果、今回調査した全ての農家で農薬は適正に使用されていることが確認されました。

(2) 農薬の残留状況

477 検体の農産物について各々 6 種類の農薬を分析、延べ 2,842 種類の農薬・作物の組合せについて残留状況を調査した結果、食品衛生法に基づく残留基準値を超える検体は見られなかった。

(3) 調査結果の公表に併せて、農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策を整理した「農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策」が示されました。

[農水 HP: http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_monitor.html] (本文 4 頁へ)

2. 2019 年度農薬危害防止運動の実施 (平成 31 年 4 月 23 日公表)

農林水産省は、厚生労働省、環境省、都道府県等と共同で、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等に基づいた農薬の適切な取扱いについて、農薬を使用する機会が増える 6 月 1 日から 8 月 31 日にかけて実施し、啓発活動に努めている。

【実施事項】(1) 啓発ポスターの作成及び配布、新聞への記事掲載等による農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及

(2) 農薬による事故を防止するための指導

(3) 農薬の適正使用等についての指導

(4) 農薬の適正販売についての指導

(5) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

[農水 HP: http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/index.html] (本文 8 へ)

3. 平成 29 年度 食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果

厚生労働省は、平成 31 年 3 月 29 日開催、薬事・食品衛生審議会で資料を公開した。

【調査結果】地方自治体の衛生研究所等(14 機関)の協力の元、59 物質の農薬等(調査機関により異なる)について、1~14 食品群ごとに破碎混合し分析。

(1) 47 の農薬等が、いずれかの食品群から検出され、推定された平均一日摂取量の ADI 比は、0.000 %~0.907 %の範囲。いずれの農薬等の推定される平均一日摂取量は ADI と比較して十分に低く、国民が一生に渡って毎日摂取したとしても健康に影響を生じるおそれはないものと考えられる。

[厚労省 HP: <http://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000500515.pdf>](本文 12 頁へ)

4. 平成 29 年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率(推計値)

農林水産省は、平成 29 年度の食品産業全体の推計値と平成 28 年度推計した食品ロスを含む食品廃棄物等の利用状況等を公表しています。

(1) 同 29 年度の食品産業全体の食品廃棄物等は、約 1,767 万トン(前年度約 1,970 万 t)で、前年に比べ 10.3%の減少となった。

(2) 平成 28 年度の食品ロス(本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品)は、約 643 万トン(前年度約 646 万 t)、他に一般家庭からの廃棄物もある 789 万 t(前年度:832 万 t)。

[農水 HP: <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/kouhyou.html>] (本文 14 頁へ)

5. 複数回収穫される作物の農薬の使用回数に係る改正（農取法施行規則の改正関係）

農薬取締法施行規則の一部改正に伴い、「なす」については、『更新剪定＝切り戻し』の作業により使用回数はリセットされることが、FAMICのホームページ「Q&A」で紹介されました。

「Q&A「農薬の総使用回数はどのようにカウントするのですか」」

B-15.「なす」 https://www.acis.famic.go.jp/docs/qa_shiyou.htm#q13（本文 15 頁へ）

6. スマート農業に関する情報

〔農水 HP: <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/index.html>〕

(1) スマート農業の展開について(平成 31 年 3 月 6 日)

農業従事者の減少が見込まれる中、農業の生産性を飛躍的に発展させるためには、機械メーカーやITベンダー等と農業従事者が連携して、発展著しいロボット、AI、IoT、ドローン等のスマート農業に活用できる新たな技術を生産現場に積極的に導入していくとして。

このため、本年夏までに「農業新技術の現実実装推進プログラム」を策定し、新技術の現場実装を強力に進めてまいります。

〔参考:「スマート農業の展開について(令和元年7月更新) PDF 版」〕

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/index.html#smart_agri_summary（本文 16 頁へ）

(2) スマート農業取組事例(平成 30 年度調査)

農林水産省は、スマート農業の普及・実装に向けて、日本各地においてスマート農業技術を導入し、省力化・高品質生産等を実現している農業者等の 57 事例をとりまとめて個別事例毎に公表しています。(調査結果:57事例)

〈個別事例〉 水田作:18事例、水田作・畑作:4 事例、畑作: 6 事例、
施設園芸:21事例、畜産:7事例、その他:1事例

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/smajirei_2018.html（本文 18 頁へ）

7. 農薬の空中散布を巡る現状

(1) 農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会の設立（平成 31 年 3 月 18 日）

農林水産省は、農業用ドローンの普及拡大に向けて、農業者や民間事業者など関係者のニーズやシーズをくみ取り、情報発信を行うため「農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会」を設立しました。農業用ドローンの利用技術の普及を加速化するため利用分野別の普及目標が示されました。

〔農水HP: <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/drone.html>〕

(2) 全国空中散布病虫害防除安全推進懇談会(仮称)

3月27日、一般社団法人農林水産航空協会は、病虫害防除等に係る農薬の空中散布を取り巻く環境が大きく変わりつつあることを踏まえて、空中散布における安全運航及び農薬の適正使用を原点にかえて推進することが重要であるとの考えから、空中散布に関する関係企業、関係団体等の参集を得て、「全国空中散布病虫害防除安全推進懇談会(仮称)」を開催して、意見交換が行われました。

〔(一社)農林水産航空協会: <http://www.j3a.or.jp/>〕

〔農林水産航空事業: <http://www.j3a.or.jp/business/>〕

【参考:「病虫害防除に関する情報（農水省のホームページ）」

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html>

病虫害防除が適切に実施されるよう、都道府県等の関係機関と連携して、病虫害の発生予測(発生予察情報)、総合的病虫害・雑草管理(IPM)の推進、農林水産航空事業の安全対策や実施基準等、農薬飛散低減対策の指導等に係わる情報が得られます。

〔無人航空機(無人ヘリコプター等)に関する情報〕

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507_heri_mujin.html

〔農薬飛散(ドリフト)低減対策に関する情報〕

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/（本文 19 頁へ）

8. ツマジロクサヨトウに関する情報（令和元年7月9日プレスリリース）

- (1) 農水省は、本年7月3日(水曜日)に鹿児島県南九州市で確認されたツマジロクサヨトウについて、発生状況を調査したところ、同県北部から徳之島にかけての飼料用トウモロコシほ場で本虫を確認したことから、まん延の防止に向けた対策を緊急的に実施することを公表しました。

ツマジロクサヨトウ(*Spodoptera frugiperda*)は、極めて広食性なヤガ科の害虫であり、サトウキビ、トウモロコシ、イネ、豆類、いも類、野菜類等、80種類以上の作物に被害を与えることが知られています。

[農水省 HP:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/tumajiro.html]

- (2) 防除に対する支援策の対象となる地域及び品目が公表・更新されています。

[令和元年7月23日更新版]

:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/attach/pdf/tumajiro-9.pdf

(本文 20 頁へ)

9. 令和元年の病虫害発生予察情報「特殊報」一覧 ほか

※ 病虫害発生予察情報（病虫害発生予報・警報・注意報・特殊報）

参照:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120104_yoho.htm

都道府県病虫害防除所

参照:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120105_boujoshou.html

(本文 23 頁へ)

II. 緑の安全管理士会 -抜粋-

3. 資格更新研修会に係る資格更新要件の変更【重要：2019年度から】

資格取得(新規・更新)後の更新研修会(兼支部大会)参加は任意とし、5年目の更新年度の研修会参加は必須とすることへ、今年度(2019年)から改められます。

<見直しの背景>

更新研修会への参加は、現場の調整(人員の遣り繰り)や遠隔地からの参加に要する時間的・経費的な負担が資格継続を困難にしているとの要望等への対処など。

「緑の安全管理士 更新研修実施要領」の改正箇所－抜粋－(新旧)

【改正】

第3条(認定の更新)

1. 要綱第8条による認定の更新は、資格の取得(新規・更新)後の支部大会(兼更新研修会)への参加は任意とし、更新年度の更新研修には必ず出席し、前条のカリキュラムを受講し、「緑の安全管理士」としての認定を更新する。
2. 要綱の第9条の2項に定める特別の理由がある場合には、その旨を協会会長に文面(「理由書」)で申し出、会長が認めた場合には、次年度の更新研修を必ず受講することを条件に更新する。この間「緑の安全管理士」としての資格は保留する。

【現行】

第3条(認定の更新)

1. 要綱第8条による認定の更新は、前回の更新(取得)以降1回以上支部大会に参加し、加えて、更新年度の更新研修に必ず出席し、前条のカリキュラムを受講し、「緑の安全管理士」としての認定を更新する。
2. 要綱の第9条の2項に定める特別の理由がある場合には、その旨を協会会長に文面で申し出、会長が認めた場合には、次年度の更新研修を必ず受講することを条件に更新する。この間「緑の安全管理士」としての資格は保留する。

注)「緑の安全管理士更新研修実施要領(改正版)」・・・本文参照

(本文 32 頁へ)

1. 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査

の結果の概要(平成29年度)(令和元年 6 月 7 日公表)

[農水省HP: http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_monitor/h29.html]

1 調査の目的

農産物の栽培農家等における農薬の使用状況の調査点検及び農産物の残留農薬の調査分析を行うことにより、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案等のための基礎資料等を得るとともに、農薬の適正使用状況、農薬の使用頻度等を把握し、広く国民に情報提供することにより農薬に係る正しい理解を促し、調査点検結果等に基づく所要の指導を通じて、農薬の不適正使用の防止等を図り、もって安全な農産物の生産に資する。

2. 農薬の使用状況調査

(1) 調査方法

平成 29 年度の調査は、穀類、野菜類及び果樹類を生産している農家 477 戸を対象とした。独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)が農薬使用状況等記入簿に基づき、使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の調査を行った。

(注)生産者団体等の独自の様式に、農薬の使用状況を記入している農家については、生産者団体等の帳簿に記載された内容をもとに調査している。

(2) 調査結果(概況)(別表1)

調査対象とした 477 戸の農産物販売農家全てで農薬を適正に使用していることが確認された。

3 農薬の残留状況調査

(1) 調査方法

ア 試料検体数

上記2の農薬の使用状況調査を実施した農家が生産している農産物のべ 10 品目(米穀、ぶどう、だいこん、さといも、ほうれんそう、みずな、ねぎ、たまねぎ、なす及びさやいんげん)を対象とし、合計 477 検体とした。

イ 試料採取方法

上記2の農薬の使用状況調査を実施した農家から、米穀は、無作為に採取して合成縮分の上 1 kg 以上となるよう、その他の農産物は、無作為に 5 個以上かつ合計重量が 2 kg 以上となるよう採取した。

ウ 分析方法

(ア) 分析対象農薬

調査対象となる各農産物に使用された農薬のうち、分析法が確立している農薬を選定した。

(イ) 分析法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」(平成 17 年1月 24 日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)の別添の第2章(一斉試験法)と第3章(個別試験法)に定められた試験法や精製溶媒等の一部修正を加えた分析法を用いた。なお、修正を加えた分析法については「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて」(平成 19 年 11 月 15 日付け食安発第 1115001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に従い妥当性を確認した。

エ 定量限界(別表2)。

適切な精確さをもって定量できる(具体的な濃度が決められる)濃度の限界値である定量限界は、各農薬ごとに残留基準値の 10 分の 1 以下となるよう設定した(ただし、基準値が一律基準 0.01 ppm とその付近のものについては、基準値以下となるように設定)

オ 妥当性確認

代表的な作物と農薬の組み合わせで添加回収率が適切な範囲(70～120%)にあることを確認した。

(2) 調査結果(概況)(別表3及び別表4)

2,842 分析試料検体(のべ検体数)の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料の検体は、合計 350 検体(のべ検体数)であった。

(注)のべ検体数:1 試料検体について 2 種類の農薬を分析した場合、2 検体として計算。

定量限界以上の農薬が検出された 350 検体(のべ検体数)は、すべて食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく残留基準値以下であった。

(参考)

農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づく農薬の使用基準は、病虫害等への効果、人畜への安全性、環境への影響等の観点を踏まえて定めている。また、この使用基準に従って最も農薬が残留しやすい条件で使用した場合でも、作物中の残留量が食品衛生法に基づく農薬の残留基準値を超えることのない濃度として設定している。

すなわち、残留基準値は、農薬の使用基準が守られていれば、これを超過することはないものである。残留基準値への適合状況の調査は農薬の使用基準の遵守状況を効率的に把握する手段となる。

4 調査結果を受けた対応

- (1) 平成 29 年度の調査では、誤った農作物に農薬を使用するなど不適正な使用が認められなかったが、都道府県等に対し、引き続き、農薬の適正使用が徹底されるよう指導を実施する。
- (2) 農薬の適正使用を推進するため、平成 30 年度も同様の調査を実施している。
- (3) 引き続き、調査対象の農産物への使用が確認された農薬を分析し、作物残留の傾向を把握することとする。また、調査内容については、これまでの調査結果等をもとに、リスク管理に資する調査となるよう、対象とする農作物や農薬について適宜見直しを行う。

<資料>

(別表 1)使用状況調査の結果(平成 29 年度)

対象農産物	調査農家数	農薬の 総使用回数	不適正使用の あった農家数	不適正使用の内容別の農家数			
				誤った作物に 使用	誤った使用量 又は希釈倍数 で使用	誤った時期に 使用	誤った回数で 使用
米穀	60	290	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ぶどう	60	1,212	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
だいこん	60	577	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
さといも	29	171	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ほうれんそう	58	303	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
みずな	30	165	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ねぎ	60	985	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
たまねぎ	30	536	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
なす	60	848	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
さやいんげん	30	149	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
計	477	5,236	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

[以下は、Web サイト: http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_monitor/h29.html]

(別表 2) 分析の対象とした農薬及びその定量限界(平成 29 年度)(PDF : 60KB)

(別表 3) 定量限界以上の濃度が検出された検体に関する残留状況調査の結果(平成 29 年度)
(PDF : 55KB)

(別表 4) 農産物別の残留状況調査の結果(平成 29 年度)(PDF : 74KB)

5. 平成 29 年度の食品流通改善巡回点検指導事業(農産物安全対策業務)の調査点検結果

農林水産省は、「国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果」の公表に併せて、農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策を整理した「農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策」が示されました。

.....

農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策 (別添)

1. 基本事項

- ア 農薬は、適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数を遵守して使用しなければならないことを認識し、農薬の使用前に農薬のラベルを必ず確認する。
- イ 農薬の使用状況を把握するため、使用年月日、使用場所、使用農作物、農薬の種類、使用量又は希釈倍数、使用回数等を農薬の使用記録簿に記録する。
- ウ 農薬の使用記録簿は、農薬の使用現場で常に確認できるようにし、農薬の使用前のラベル確認時に、既に使用した農薬についても確認し、総使用回数を超過しないよう使用する。

2. 適用農作物

- ア 病害虫の発生により直ちに農薬を使用する必要がある場合であっても、必ず農薬のラベルにより適用農作物を確認する。
- イ 農薬の適用農作物は製剤ごとに異なるため、同一の有効成分を含有する農薬であっても、使用前にラベルにより必ず適用の有無を確認する。
- ウ 同じ科に属する農作物、名前や形状の類似した農作物に適用があっても、農薬を使用しようとする農作物に適用があるとは限らないため、使用前にラベルにより必ず確認する。

3. 使用量又は希釈倍数

農薬の使用量又は希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることから、ラベルに記載された使用量・希釈倍数を遵守する。

4. 使用時期

- ア 農薬の使用前に、農薬のラベルを確認し、使用時期と農作物の収穫予定日の関係を確認する。特に、使用時期の設定が長い農薬については、収穫までの日数に余裕を設ける。
- イ 農作物の収穫前に、農薬の使用記録簿により農薬の使用後日数が経過しているかどうか再度確認する。

5. 使用回数

- ア 購入した種苗に農薬が使用されているかどうかを確認し、使用されている場合は、あらかじめ自身が使える農薬の使用回数を把握する。
- イ 農薬の使用記録簿について、製剤及び有効成分の使用回数を確認できるよう工夫する。また、農薬の使用前に使用記録簿と農薬のラベルにより使用回数を確認する。

6. その他

農薬ラベルに記載されている適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項並びに最終有効年月を確認し、記載事項に従って使用する。

〈農薬使用者の皆さんへ〉

農薬が適正に使用されないと、食品衛生法の残留基準値を超えて農薬が残留する可能性があります。その場合、出荷した農作物は回収や廃棄の対象となります。

農薬の不適正使用を防止するため、旧頃から農薬ラベルを確認し、使用記録の記帳 を行いましょう。

間違いやすい原因を、別表まとめました。こうしたことにも十分に注意して農薬を使用しましょう。

事項	主な原因	対処方法
適用のない農作物への使用	適用農作物の確認もれ適用があるとの思いこみ (剤型の異なる農薬) (類似した農作物に使用)	・農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なります。必ずラベルに使用したい農作物が記載されているか確認しましょう。 ・類似した農作物に使用できる農薬でも、使用したい農作物に使用できるとは限りません。必ずラベルに使用したい農作物が記載されているか確認しましょう。 (別表:農薬登録における誤認しやすい農作物の例参照)
使用量又は希釈倍数の誤り	使用量又は希釈倍数の確認もれ	・農薬は効果を確認した使用量又は希釈倍数が定められています。必ずラベルの使用量又は希釈倍数を確認しましょう。
使用時期の誤り	使用時期の確認もれ 経過日数の確認もれ	・農薬には「収穫〇日前まで」といった使用時期が定められています。必ずラベルの使用時期を確認し、収穫予定日までの日数が確保されているか確認しましょう(特に、収穫までの日数が長い農薬は、余裕のある日数を確保するよう心がけましょう。) ・農作物を収穫するときには、農薬を使用した日からの日数が使用時期に定められた期間を経過しているか必ず確認しましょう。
使用回数の誤り	同一有効成分を含む農薬の併用 種苗に使用された使用回数のカウントもれ	・農薬は、その含有する有効成分毎に使用できる総使用回数が定められています。使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載するようにし、必ず使用記録簿とラベルにより使用回数を確認しましょう。 ・購入した種苗に農薬が使用されているかどうかを確認し、使用されている場合は、あらかじめ自身が使える農薬の使用回数を把握しておきましょう。

2. 2019 年度農薬危害防止運動の実施について（平成 31 年 4 月 23 日公表）

〔農水省 HP：<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/190423.html>〕

- （別紙）農薬危害防止運動実施要綱の「第 5 実施事項」の「2 農薬による事故を防止するための指導等」により周知徹底する「別記 1」

〔別記 1〕 農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項

【人に対する事故】

1 農薬散布前

（1）原因

- ① 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備（ア、イ）
- ② 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ウ、エ）
- ③ 強アルカリ性の農薬と酸性肥料を混用したため、有毒ガスが発生したもの（オ）
- ④ 散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（カ、キ）

（2）防止対策

- ア 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- イ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- ウ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- エ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子供の保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。
- オ 強アルカリ性の農薬は、ラベルに記載されている「酸性肥料等との混用は絶対にしないこと」の注意事項を遵守する。
- カ 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- キ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。

2 農薬散布中

（1）原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 学校に児童・生徒がいる日・時間帯に農薬散布が実施されたことによるもの（イ）
- ③ 強風時の散布により周辺の者が農薬に暴露したり、風上に向かっての散布等により散布作業員自身が農薬に暴露したことによるもの（ウ、エ）
- ④ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、直ちに被覆をしない、十分な被覆を行わなかったなど適切な揮散防止措置を講じなかったことによるもの（オ）
- ⑤ 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（カ）
- ⑥ 散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（キ）

（2）防止対策

- ア 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。
- イ 学校敷地への農薬散布は、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しない。
- ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。
- エ 風上に向かっての散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- オ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに適正な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行う。

- カ 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。
- キ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。

3 農薬散布後

(1) 原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 土壌くん蒸中のほ場管理が不適切であったことによるもの（イ）
- ③ 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（ウ）

(2) 防止対策

- ア 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- イ 土壌くん蒸中は、適正な厚さの資材による被覆状態を維持するとともに、ほ場に立て札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- ウ 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

4 保管、廃棄

(1) 原因

- ① 農薬をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に移し替えていた、保管庫に施錠をしていなかった等、保管管理が不適切だったため、高齢者、認知症を発症している方、子供等が誤飲したことによるもの（ア～エ）
- ② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したこと（オ、カ）
- ③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（オ、カ）

(2) 防止対策

- ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子供や作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。
- イ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えしない。
- ウ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に誤って移し替えることのないよう、これらの空容器等は保管庫等の近くに置かない。
- エ 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。
- オ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。
- カ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

5 その他農薬使用者のための一般的注意事項

- ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。
- イ 散布作業後は、手足だけでなく、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。
- ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。
- エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病虫害防除所等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害】

(1) 被害の状況

- ① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（ア～オ）
- ② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂のへい死が発生（カ～ケ）
- ③ 本来、害虫駆除の目的で使用する農薬を、作物を害する野生生物の駆除目的で食品に塗布して畑に置いていたため、散歩中のペットが誤食したことによるもの（コ）
- ④ 不要になった農薬を河川に投棄したため、魚がへい死した（サ）

(2) 防止対策

- ア 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- イ 飛散低減ノズルを使用する。
- ウ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- エ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- オ 薬剤が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- カ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。
- キ 使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守する。
- ク 水稻農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。
- ケ 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。
- コ 本来の目的や使用方法以外で農薬を使用しない。
- サ 不要になった農薬やその希釈液等は、河川や水路等に投棄せず、適正に処分する。

.....

●(別紙)農薬危害防止運動実施要綱の「第5 実施事項」の「3 農薬の適正使用について の指導等」により指導する「別記2」

【別記2】 農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 適用のない作物への使用、飛散等

(1) 原因

- ① 使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解したもの（ア）
- ② 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの（イ）
- ③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの（ウ）
- ④ 別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌で当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの（エ）
- ⑤ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの（オ～ケ）
- ⑥ 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布された（コ）
- ⑦ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用した結果、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準及び残留農薬基準値が変更されていたため、残留農薬基準値を超過して農薬成分が検出されることとなったもの（サ）

(2) 防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。

- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- エ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
- オ 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- カ 飛散低減ノズルを使用する。
- キ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- ク 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- ケ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- コ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。
- サ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。

2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

(1) 原因

- ① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足（ア）
- ② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用（イ）
- ③ 農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの（ウ、エ）
- ④ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの（オ）

(2) 防止対策

- ア 日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルをその都度確認する。
- イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- ウ 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの出荷予定日を確認した上で農薬を使用する。
- エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- オ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

3 環境への流出

(1) 原因

使用した農薬がほ場外に流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水産動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの（ア、イ）

(2) 防止対策

- ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- イ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

3. 平成 29 年度 食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果

[厚労省 HP : <https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000500515.pdf>]

1. はじめに

厚生労働省では、国民が日常の食事を介して食品中に残留する農薬等をどの程度摂取しているかを把握するため、国民健康・栄養調査を基礎としたマーケットバスケット調査方式による一日摂取量調査を実施してきたところで、平成 17 年度からは、調査対象に動物用医薬品、飼料添加物を加え、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）について、マーケットバスケット調査方式による一日摂取量調査を実施している。

今般、平成 29 年度の調査結果を取りまとめたので報告する。

2. 調査方法

(1) 調査機関

調査は、地方自治体の衛生研究所等（154機関）の協力を得て実施した。（別表 1）

(2) 調査対象農薬等

59 物質の農薬等を調査した。（別表 2）

注）59 物質のうち各自治体が実際に調査した農薬等の種類は、各自治体により異なる。

(3) 実施方法

① 分析調査

日常の食事を介して摂取される農薬等の量を推定するため、農産物のほか、加工食品、魚介類、肉類、飲料水等、食品全般について、次のようにモデル献立を設定して調査を実施した。

各調査機関において、国民健康・栄養調査の分類を参考に I ～ XIV に分類された食品群 i（別表 3）ごとに、同調査の地域別集計による食品群別摂取量 ii（別表 4）となるよう、各食品群から食品を選択して組み合わせたものをモデル献立とした。選択した食品についてそれぞれ一般に流通するものを購入し、調理を要する食品については、通常行われている調理方法に準じて調理を行った。

このように各調査機関において設定したモデル献立に従って調製した試料を、食品群ごとに均一に破碎混合し、調査対象農薬等の定量分析を行った。各農薬等の定量分析に当たっては、公定の試験方法を参考に、各調査機関において試験法を選定した。なお、定量下限について、原則として 0.01 ppm 以下（一日摂取許容量（ADI）iii）が比較的小さい農薬等については 0.001 ppm 以下）となることを試験法の要件とした。

i 国民健康・栄養調査の分類は平成 15 年度から飲料水を含め全 18 群に再編成されているが、経年変化追跡の観点等から、旧分類をもって本調査を実施している。

ii 平成 23～25 年度の国民健康・栄養調査の特別集計結果を使用した。

iii Acceptable Daily Intake：毎日一生涯に渡って摂取したとしても健康に影響を生じないとされる量

② 平均一日摂取量の推定

分析の結果、いずれかの調査機関のいずれかの食品群で農薬等が検出された場合は、検出された調査機関のその食品群については、分析結果を当該食品群中の濃度とし、検出されなかった他の食品群については、各調査機関のそれぞれの定量下限の 20% を当該食品群中の濃度と仮定して、当該食品群の重量と濃度から、食品群ごとのその農薬等の摂取量を推定した。I ～ XIV の各食品群における摂取量の総和を調査機関ごとの一日摂取量とし、それらの平均値を平均一日摂取量とした。こうして得られた平均一日摂取量について、これまでに我が国、JMPRIv 又は JECFAv において設定された ADI に対する占有率（対 ADI 比）を求めた。

また、分析の結果、すべての調査機関でいずれの食品群からも検出されなかった農薬等については、少なくとも 4 機関において分析が行われ、かつ、これまでに我が国、JMPR 又は JECFA において ADI が設定されているものに関して、各調査機

関のそれぞれの定量下限の 20%の量が含まれているものと仮定して、上述と同様に、平均一日摂取量を推定し、その対 ADI 比を求めた。

- iv Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residue : FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議
- v FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

3. 調査結果

(1) 検出農薬等

いずれかの自治体においていずれかの食品群から検出された農薬等は以下のとおりであった。(検出された農薬等の分析結果を別表 5)

アセタミプリド、アゾキシストロビン、イプロジオン、イマザリル、イミシアホス、イミダクロプリド、エトフェンブロックス、クレソキシムメチル、クロチアニジン、クロラントラニリプロール、クロルピリホス、クロルフェナピル、クロルプロファム、シアゾファミド、ジエトフェンカルブ、ジノテフラン、シハロトリン、ジフェノコナゾール、シプロジニル、シペルメトリン、チアクロプリド、チアベンダゾール、チアメトキサム、テブコナゾール、テブフェノジド、トリフルミゾール、トリフロキシストロビン、ピペロニルブトキシド、ピラクロストロビン、ピラクロストロビン、ピダリル、ファモキサドン、フィプロニル、フルオピコリド、フルフェノクスロン、フルベンダゾール、プロシミドン、プロフェノホス、プロメトリン、プルメトリン、ベンチアバリカルイソプロピル、ボスカリド、ミクロブタニン、メソミル、メタラキシル及びメフェノキサム、ルフェヌロン

(2) 平均一日摂取量の推定

① 検出された農薬等の平均一日摂取量

検出された農薬等について、それぞれの平均一日摂取量($\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$)及び対 ADI 比(%)を別表 6 に示す。

② 検出されなかった農薬等の平均一日摂取量

4機関以上で分析が行われ、いずれの食品群からも検出されなかった農薬等のうち、これまでに我が国、JMPR 又は JECFA において ADI が設定されているものに関して、分析を行った調査機関における定量下限の 20%の量がすべての食品群に含まれているとの仮定に基づいて推定された平均一日摂取量($\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$)及び対 ADI 比(%)を別表 7 に示す。

4. まとめ

(1) 平成 29 年度の調査において、いずれかの食品群において 29 の農薬等が検出されたが、推定された平均一日摂取量($\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$)の対 ADI 比(%)は 0.000%~0.933%の範囲であった。いずれの農薬等の推定された平均一日摂取量は ADI と比較して十分に低く、国民が一生に渡って毎日摂取したとしても健康に影響を生じるおそれはないものと考えられる(なお、イミシアホス、フェニトロチオン、プロフェノホス、ヘキサコナゾールについては、定量下限が 0.001 ppm 以下であることを試験法の要件としていたが、今回定量下限が 0.001 ppm を超える試験結果はなかった。)

(2) 平成 29年度の調査において 4 機関以上で分析が行われ、いずれの食品群からも検出されなかった農薬等のうち、これまでに我が国、JMPR 又は JECFA において ADI が設定されているものに関して、分析を行った調査機関における定量下限の 20%の量がすべての食品群に含まれていると仮定してそれぞれの平均一日摂取量($\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$)を推定したところ、ADI を十分に下回っており、健康に影響を生じるおそれはないものと考えられる。

4. 平成 29 食品廃棄物年度等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率（推計値）

[農水省 HP : <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/kouhyou.html>]

(1) 食品廃棄物等の発生量(平成 29 年度)

食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量は、17,666 千トンで前年に比べ 10.3% の減少となった。これを業種別にみると、食品製造業は 14,106 千トン(前年比 12.7% 減)、食品卸売業は 268 千トン(同 0.2%増)、食品小売業は 1,230 千トン(同 3.3% 減)、外食産業は 2,062 千トン(同 3.4%増)となった。

(単位：千トン)

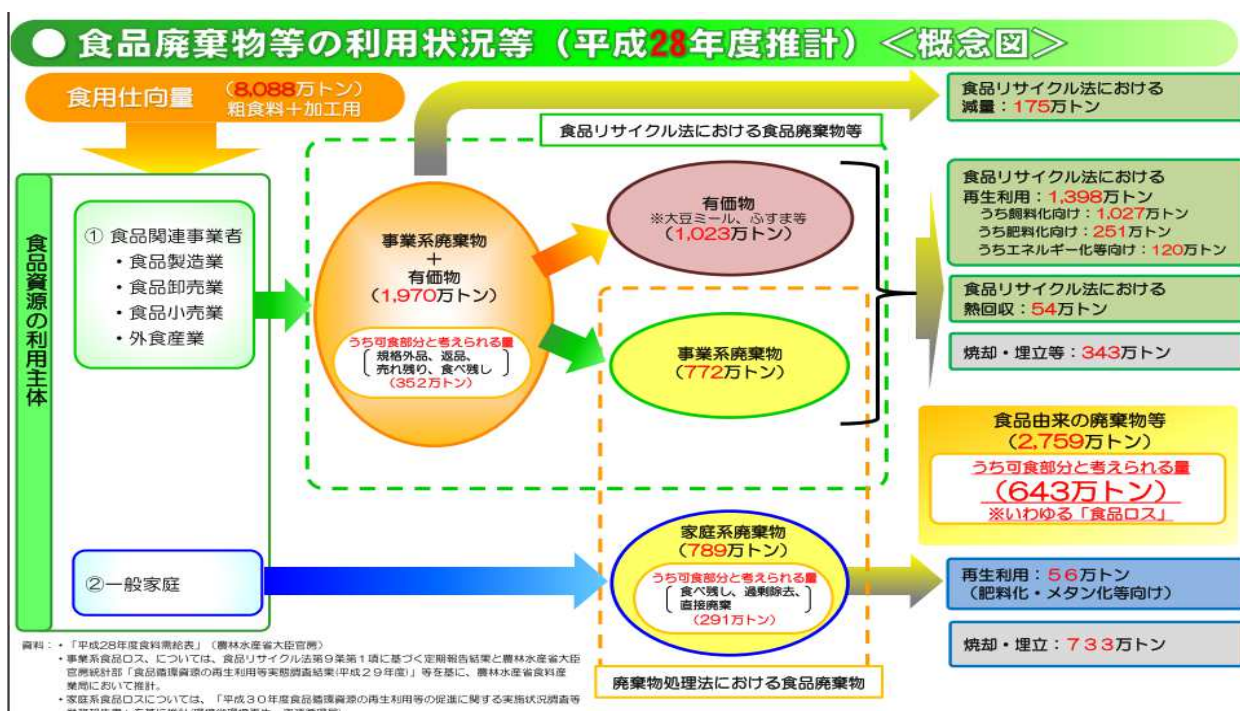
業種	平成 29 年度	(参考)平成 28 年度	対前年増減率
食品産業計	17,666	19,700	-10.3%
食品製造業	14,106	16,167	-12.7%
食品卸売業	268	267	+0.2%
食品小売業	1,230	1,271	-3.3%
外食産業	2,062	1,994	+3.4%

(2) 食品循環資源の再生利用等実施率(平成 29 年度)

食品廃棄物等多量発生事業者による食品循環資源の再生利用等実施率は、業種別では食品製造業が 95%、食品卸売業が 67%、食品小売業が 51%、外食産業は 32% であった。なお、食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率の目標値は、平成 31 年度までに食品製造業 95%、食品卸売業 70%、食品小売業 55%、外食産業 50%。

業種	平成 29 年度	(参考)平成 28 年度	目標値
食品産業計	84%	85%	-
食品製造業	95%	95%	95%
食品卸売業	67%	65%	70%
食品小売業	51%	49%	55%
外食産業	32%	23%	50%

食品ロス [農水省 HP : http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_4.html]



5. 複数回収穫される作物の農薬の使用回数に係る改正（農取法施行規則の改正関係）

[農薬取締法施行規則(農薬の表示方法)第14条の2の四]

- (1) 農作物の一般的な栽培方法では、収穫期が一度しかない作物は、種苗等(種いも等)を植付ける段階から収穫期終了までの間に使用する回数をカウントすることとされています。

一方、果樹、茶、その他の複数回収穫される作物は、前回収穫期の終了後から今回収穫期の終了までの間に使用する農薬の回数をカウントすることとなります。

なお、生産現場において使用回数について判断に迷う場合などは個別にFAMIC(農薬検査部)、または、農林水産省(農薬対策室)までお問合せください。

- (2) 農作物やその栽培の仕方によって農薬の使用回数のカウント方法が異なりますが、特別な数え方をする作物としては、「にら」、「いちご」、「茶」、「なす」、「かんしょ」、「メロン(台木使用)」などが挙げられています。

今般の農薬取締法施行規則の一部改正に伴いまして、「なす」については、『更新剪定＝切り戻し』の作業により使用回数はリセットされることが、FAMIC「Q&A」で紹介されました。

[Q&A「農薬の使用についての質問」]

https://www.acis.famic.go.jp/docs/qa_shiyou.htm

[FAMIC「農薬の総使用回数はどのようにカウントするのですか」より]

B-15. 「なす」 https://www.acis.famic.go.jp/docs/qa_shiyou.htm#q13]

＜Q:「なす」の栽培中に主枝の切り戻しを行った場合、農薬の使用回数はどのようにカウントされますか。＞

A: 1つの枝に葉を数枚残す程度に更新剪定を行うことで、収穫期を一度完全に終了させる場合は使用回数のカウントはリセットされます。

なお、生産現場において使用回数について判断に迷う場合などは個別にFAMIC 農薬検査部または農林水産省までお問合せください。

＜FAMIC(農薬検査部審査調査課: 050-3797-1866. 1867)＞

＜農林水産省(農産安全課 農薬対策室: 03-3501-3965)＞

(参考: 新旧)

【農薬取締法施行規則(農薬の表示方法等) <新>14条関係】

14条の2

- 四 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け(は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。)から当該農作物等の収穫に至るまでの間(次号において「生育期間」という。)において農薬を使用することができる総回数

【農薬取締法施行規則(農薬の表示方法等) <旧>7条関係】

7条の2

- 四 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け(は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の多年草の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。)から当該農作物等の収穫に至るまでの間(次号において「生育期間」という。)において農薬を使用することができる総回数

6. スマート農業

[農水省 HP:<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/index.html>]

(1) スマート農業の展開について(平成 31 年 3 月 6 日)

農業従事者の減少が見込まれる中、農業の生産性を飛躍的に発展させるためには、機械メーカーやITベンダー等と農業従事者が連携して、発展著しいロボット、AI、IoT、ドローン等のスマート農業に活用できる新たな技術を精算現場に積極的に導入していくことが不可欠です。

このため、本年（2019 年）夏までに「農業新技術の現実実装推進プログラム」を策定し、新技術の現場実装を強力に進めてまいります。

[農林水産大臣 第 198 回 国会(農林水産委員会)所信表明－抜粋－]

[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/index.html#smart_agri_summary]

[資料:「スマート農業の展開について(令和元年7月更新) PDF 版」]

[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/index.html#smart_agri_summary]

以下上記資料より抜粋

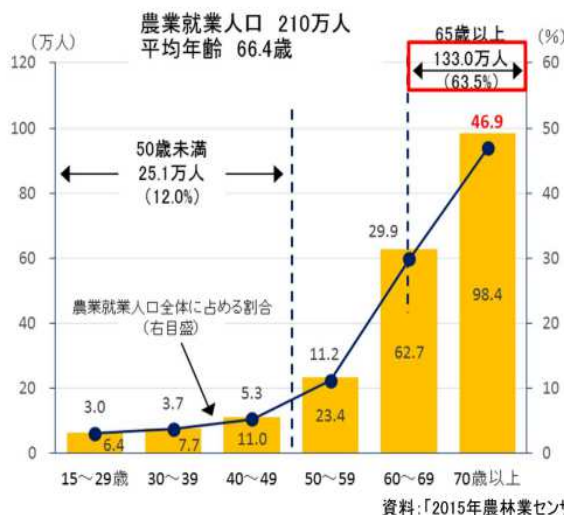
◇農業分野における仮題

農業分野における課題

- 農業分野では、担い手の減少・高齢化の進行等により労働力不足が深刻な問題。
- 平均経営耕地面積が拡大しており、1人当たり作業面積の限界を打破する技術革新が必要。

- 農業就業人口 414万人(1995年)
→ 210万人(2015年)

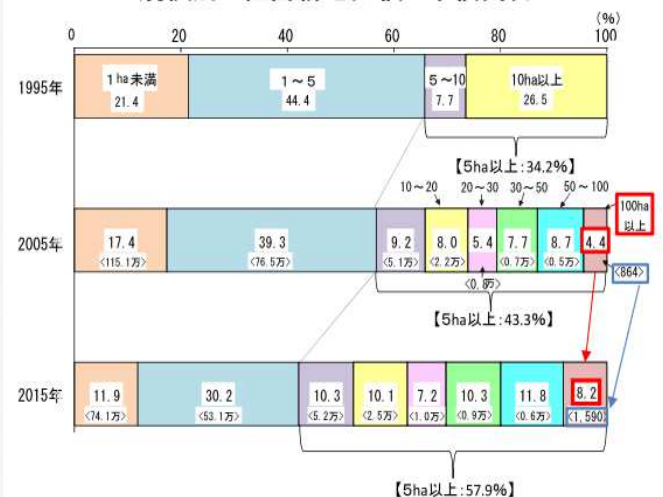
農業就業人口の年齢構成(2015年)



※ 農業就業人口:15歳以上の農業世帯員のうち、調査期日前1年間に農業のみに従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い者。

- 1経営体当たりの平均経営耕地面積も着実に拡大。
(1995年1.6ha→2015年2.5ha)

規模別の経営耕地面積の集積割合



◇ 農林水産業・食品産業分野における課題

農林水産業・食品産業分野における課題

- 農林水産業・食品産業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければならない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっている。



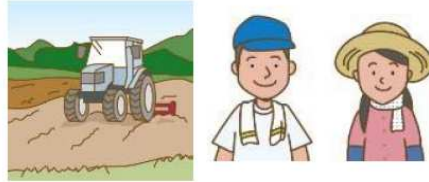
- 農林水産業の現場には、機械化が難しく手作業に頼らざるを得ない危険な作業やきつい作業が多く残されている。



- 選果や弁当の製造・盛付など多くの雇用労力に頼っているが、労働力の確保が困難になっている。



- 農業者が減少する中、一人当たりの作業面積の限界を打破することが求められている。



- トラクターの操作などの熟練者でなければならない作業が多く、若者や女性の参入の妨げとなっている。

5

◇ スマート農業について

スマート農業について

我が国の農業の強み

- ・ 気候や土壌などの地域特性に対応した匠の技
- ・ 全国各地の地域性を反映した、多種多様で美味しい品目、品種
- ・ 消費者ニーズに即した安全安心な農産物

先端技術

ロボットトラクタ



作業時間を4割削減

アシストスーツ



従来の半分の力で持ち上げ動作が可能

ドローン



ほ場全体のセンシングデータを基に適正な施肥・防除

「農業技術」 × 「先端技術」



スマート農業



スマート農業の効果

- ・ ロボットトラクタやスマホで操作する水田の水管理システムなど、先端技術による作業の自動化により規模拡大が可能に
- ・ 熟練農家の匠の技の農業技術を、ICT技術により、若手農家に技術継承することが可能に
- ・ センシングデータ等の活用・解析により、農作物の生育や病害を正確に予測し、高度な農業経営が可能に

6

(2)スマート農業取組事例(平成 30 年度調査)

農林水産省は、スマート農業の普及・実装に向けて、日本各地においてスマート農業技術を導入し、省力化・高品質生産等を実現している農業者等の事例をとりまとめて個別事例毎に公表されています。

調査結果:57事例

〈個別事例〉 水田作:18事例、水田作・畑作:4 事例、畑作: 6 事例、

施設園芸:21事例、畜産:7事例、その他:1事例

[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/smajirei_2018.html]

◇ 水田の18事例

No	タイトル	都道府県	技術分類									
			ほ場管理システム	自動走行	可変施肥 収量マップ	水管理システム	環境制御	鳥獣害対策	ドローン	搾乳システム	給餌システム	その他
1	GNSSガイダンスシステム等の導入による農作業の効率化(PDF: 391KB) 	北海道		●								
2	ドローン散布機の導入による水稲管理作業の省力化(PDF: 461KB) 	北海道							●			
3	ほ場管理システムの導入による水稲作業の効率化と安定生産の実現(PDF: 515KB) 	青森県	●		●							●
4	ほ場管理システム等の導入による経営の効率化(PDF: 475KB) 	宮城県	●		●	●						
5	ほ場管理システム等の導入による作業の効率化(PDF: 1,023KB) 	宮城県	●	●	●	●			●			
6	ほ場管理システムと食味・収量コンバインの導入による作業の効率化と水稲の収量・品質の向上(PDF: 493KB) 	茨城県	●		●							
7	ほ場管理システムと食味・収量コンバインの導入によるほ場管理の適正化及び経営の効率化(PDF: 327KB) 	新潟県	●		●							
8	ほ場管理システムと自動操舵田植機の導入による作業効率化(PDF: 363KB) 	福井県	●	●								
9	水田センサーシステムの導入による省力的な酒造好適米の高品質化(PDF: 295KB) 	長野県				●						
10	クラウド型生産管理システムの導入による情報の見える化と共有(PDF: 312KB) 	岐阜県	●									
11	ドローンを活用したマルチスペクトル生育診断による米の品質向上(PDF: 305KB) 	三重県							●			
12	直進キープ機能付田植機の導入による作業の高精度化(PDF: 318KB) 	三重県		●								
13	水管理システムの導入による無農薬米生産の効率化(PDF: 370KB) 	兵庫県				●						
14	営農管理システム、ドローンの導入による作業の効率化、技術の高位平準化(PDF: 308KB) 	鳥取県	●						●			
15	農業散布用ドローンの導入による集落単位での水稲共同防除の実践(PDF: 329KB) 	島根県							●			
16	ほ場管理システム及び食味・収量コンバインの導入による経営改善(PDF: 341KB) 	岡山県	●		●							
17	水田センサ等を活用した水稲の高品質生産とブランド力の維持・向上(PDF: 532KB) 	高知県	●			●						
18	ドローン導入による中山間地での水稲防除体制の強化(PDF: 401KB) 	長崎県							●			

7. 農薬の空中散布を巡る現状

(1) 農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会の設立（平成31年3月18日）

農林水産省は、農業用ドローンの普及拡大に向けて、農業者や民間事業者など関係者のニーズやシーズをくみ取り、情報発信を行うため「農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会」を設立しました。農業用ドローンの利用技術の普及を加速化するため利用分野別の普及目標が示されました。

[農水省HP:<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/drone.html>]

(2) 全国空中散布病虫害防除安全推進懇談会(仮称)

3月27日、一般社団法人農林水産航空協会は、病虫害防除等に係る農薬の空中散布を取り巻く環境が大きく変わりつつあることを踏まえて、空中散布における安全運航及び農薬の適正使用を原点にかえて推進することが重要であるとの考えから、空中散布に関する関係企業、関係団体等の参集を得て、「全国空中散布病虫害防除安全推進懇談会(仮称)」を開催して、意見交換が行われました。

[(一社)農林水産航空協会:<http://www.j3a.or.jp/>]

[農林水産航空事業:<http://www.j3a.or.jp/business/>]

(3) 農薬の空中散布に係る安全ガイドライン(仮称) [7月24日時点]

平成27年12月に定められた農林水産省 消費・安全局長通知の「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」については、「無人マルチローター(ローターが三つ以上)」と「無人ヘリコプター(無人マルチローターを除く)」に区分されて、農薬の空中散布を行う者が安全かつ適正な農薬使用を行うための『農薬の空中散布に係る安全ガイドライン(仮称)』として示される予定となっている。

【みどりのたより75号として、印刷・配布後に制定されましたので加筆稿】

(3) 農薬の空中散布に係る安全ガイドライン [令和元年7月30日制定]

平成27年12月に定められた農林水産省 消費・安全局長通知の「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」については、『規制改革推進に関する第4次答申(平成30年11月19日規制改革推進会議)』の指摘を踏まえて廃止し、新たなガイドラインとして、「無人マルチローター(ローターが三つ以上)」と「無人ヘリコプター(無人マルチローターを除く)」に区分されて、農薬の空中散布を行う者が安全かつ適正な農薬使用を行うための『農薬の空中散布に係る安全ガイドライン』が示されました。

(3) 農薬の空中散布に係る安全ガイドライン [令和元年7月30日]

平成27年12月に定められた農林水産省 消費・安全局長通知の「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」については、『規制改革推進に関する第4次答申(平成30年11月19日規制改革推進会議)』の指摘を踏まえて廃止し、新たなガイドラインとして、「無人マルチローター(ローターが三つ以上)」と「無人ヘリコプター(無人マルチローターを除く)」に区分されて、農薬の空中散布を行う者が安全かつ適正な農薬使用を行うための『農薬の空中散布に係る安全ガイドライン』が示されました。

【参考】[病虫害防除に関する情報(農水省のホームページ)]

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html>

病虫害防除が適切に実施されるよう、都道府県等の関係機関と連携して、病虫害の発生予測(発生予察情報)、総合的病虫害・雑草管理(IPM)の推進、農林水産航空事業の安全対策や実施基準等、農薬飛散低減対策の指導等に係わる情報が得られます。

[農薬飛散(ドリフト)低減対策に関する情報]

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/

[無人航空機(無人ヘリコプター等)に関する情報]

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507_heri_mujin.html

8. ツマジロクサヨトウに関する情報

[農水省 HP : http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/tumajiro.html
[プレスリリース:<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/syokubo/190709.html>]

農林水産省は、本年7月3日(水曜日)に鹿児島県において、国内で初めて発生が確認されたツマジロクサヨトウについて、まん延の防止に向けた対策を緊急的に実施することとしました。

農林水産省では、本虫の発生状況を踏まえて対策を講じていきますが、本虫の防除には、早期発見が重要であることから、疑わしい虫を見つけた場合は、都道府県病虫害防除所又は植物防疫所までの連絡を要請しています。

1. 現在の発生状況(7月9日時点)

本年7月3日(水)に鹿児島県南九州市で確認されたツマジロクサヨトウについて、発生状況を調査したところ、同県北部から徳之島にかけての飼料用トウモロコシほ場で本虫を確認しました。

この他、スイートコーンほ場で確認があるものの、水稻、かんしょ、さとうきび等のほ場においては、現在のところ確認されていません。

本虫のまん延の防止に向けて、以下の取組を緊急的に実施することとしています。

2. 対策の実施、

(1) 発生状況の把握

鹿児島県での確認を受け、国の植物防疫所と都道府県が連携して、ツマジロクサヨトウの発生状況を把握するための調査を全国で実施。本調査でツマジロクサヨトウが確認された場合、植物防疫所が生産者の協力を得つつ初動防除(資料(2))。

(2) ツマジロクサヨトウに効果のある農薬による防除の推進

専門家の意見を聴取し、主要な作物ごとにツマジロクサヨトウの薬剤防除に使用できる農薬一覧を作成し、農業者に速やかに情報提供(資料(3))。

(3) ツマジロクサヨトウの初期のまん延防止のための防除に対する支援

ツマジロクサヨトウの防除マニュアルを策定するまでの間、植物防疫所等の指導に基づき追加的な防除を行う際に必要となる薬剤購入費等を支援(資料(4))。

(4) ツマジロクサヨトウの防除体系の確立に向けた調査・研究の推進

ツマジロクサヨトウの生態や防除技術に関する調査・研究を植物防疫所において緊急に実施。作物ごとの防除マニュアルを順次策定。

本虫の防除には、早期発見が重要であることから、疑わしい虫を見つけた場合は、都道府県病虫害防除所又は植物防疫所まで連絡をお願いしています。

都道府県病虫害防除所及び植物防疫所の連絡先は、以下のURLに掲載されています。

＊都道府県病虫害防除所

:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120105_boujoshou.html

＊植物防疫所(国内検疫担当)

:<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>

＊農水省 HP「我が国が特に侵入を警戒している病虫害の特徴」にツマジロクサヨトウ

:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kaigai/attach/pdf/index-12.pdf

3. 以下の資料が紹介されています

(1) ツマジロクサヨトウ対策

(2) ツマジロクサヨトウ発生確認状況

(3) 使用可能な農薬一覧

(4) ツマジロクサヨトウのまん延防止のための防除に係る対応

(5) ツマジロクサヨトウとは(参考資料)

4. ツマジロクサヨトウの防除に対する支援策の対象となる地域及び品目が公表・更新されています。

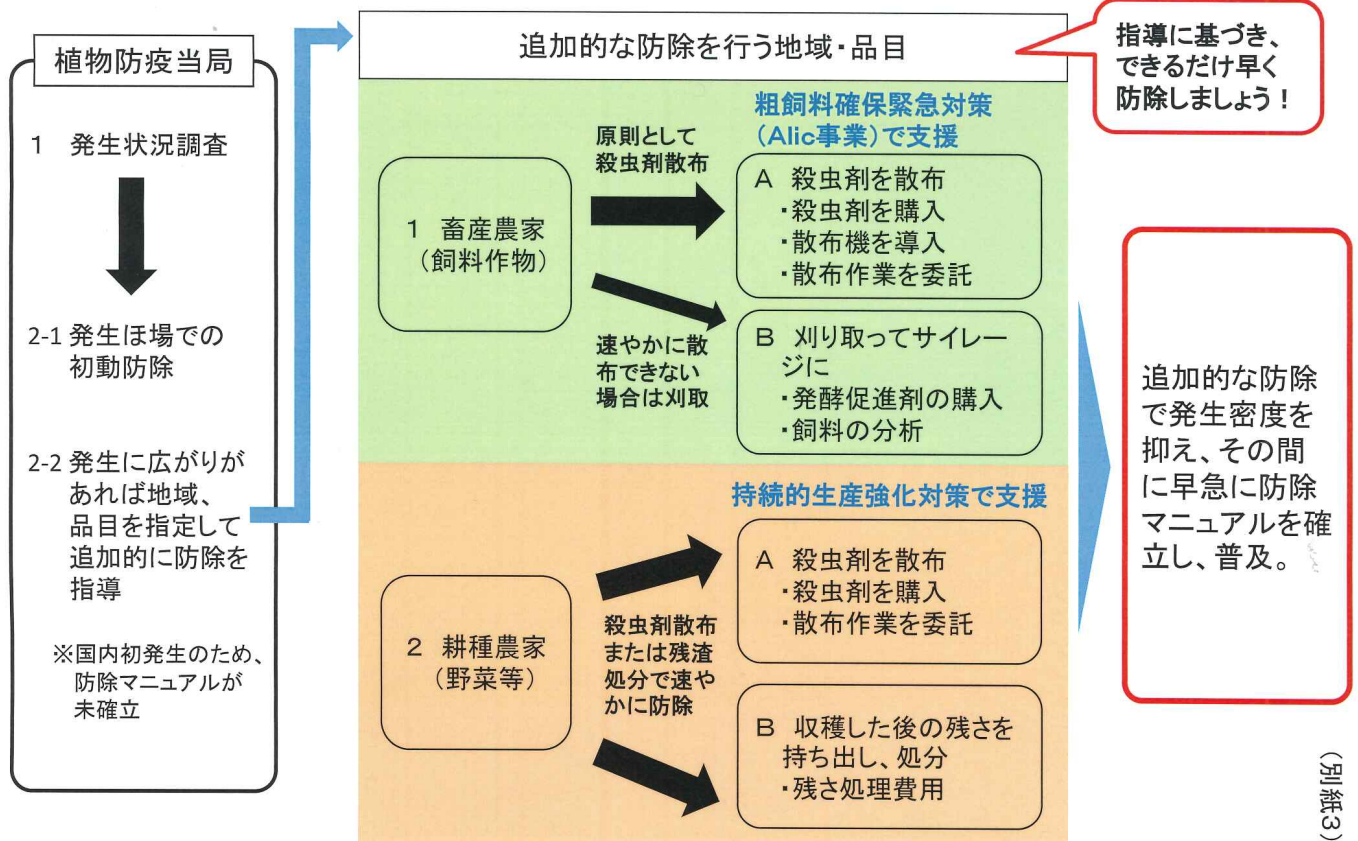
[令和元年7月23日更新]

:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/attach/pdf/tumajiro-9.pdf

5. ツマジロクサヨトウに関する情報[令和元年8月7日現在]

:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/tumajiro.html

ツマジロクサヨトウのまん延防止のための防除に係る対応



ツマジロクサヨトウの初期のまん延防止のための防除に係る事業について

事業	対象品目	内容
① 粗飼料確保緊急対策事業	畜産農家（生産者集団含む）が生産する自給飼料 ※ 当該農家が米や野菜類等も生産している場合は、以下の②の事業を活用する。 ※ 対象は植物防疫所等の指導に基づき防除を行う地域・品目	・防除作業への支援 機械導入、薬剤等の資材の共同購入、散布作業の委託費用の一部を支援 【補助率 1/2 以内】 飼料作物の安全性を確認する場合、その費用への支援 【補助率 定額】 飼料作物の早期刈取対策 発酵促進剤等の共同購入経費の一部を支援 【補助率 1/2 以内】 品質確認を行う場合の費用や飼料作物の撤去費用を支援 【補助率 定額】
② 持続的生産強化対策のうち、国内初発生病害虫の初期まん延防止緊急対策事業	農作物等 ※ 対象は植物防疫所等の指導に基づき防除を行う地域・品目	・防除作業への支援 薬剤の購入、散布作業の委託費用の一部を支援 【補助率 1/2 以内】 ・収穫残渣の撤去・処分 収穫残渣の撤去・処分経費を支援 【補助率 定額】

※ 本対策の公表日以降に、植物防疫所等の指導に基づき実施した取組であれば、事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。その場合、薬剤の購入や作業の委託を行った日付、費用の額などが分かる書き物や写真（特に、収穫残渣を委託せずに処分する場合には、処分の前後の写真）、発注書、納品書、請求書、領収書などの書類の保存をお願いします。

ツマジロクサヨトウとは

【分布】

北米～南米、アフリカ（エジプト、サハラ以南）、アジア（インド、中国、台湾、韓国、タイ、ミャンマーなど）。

【寄主植物】

アブラナ科（カブ等）、イネ科（イネ、トウモロコシ、サトウキビ等）、ウリ科（キュウリ等）、キク科（キク等）、ナス科（トマト、ナス等）、ナデシコ科（カーネーション等）、ヒルガオ科（サツマイモ等）、マメ科（ダイズ等）などの広範囲な作物

【形態・生態】

成虫は開張約37mm、雌雄で外観が大きく異なり、オスのみ前翅中央部に黄色い斜めの斑紋を持つ。終齢幼虫は体長約40mm。卵は寄主植物に塊状に産み付けられ、メスの体毛で覆われる。本種は暖地に適応した種（南北アメリカ大陸の熱帯～亜熱帯原産）であり、熱帯では年4～6世代発生する。南北アメリカでは毎年夏季に成虫が移動・分散するが、暖地を除く地域では越冬することはできない。

【被害】

幼虫が植物の葉、茎、花並びに果実を加害する。若齢幼虫は葉を裏側から集団で加害し、成長すると加害しながら分散する。



図1 ツマジロクサヨトウ（♂）



図2 ツマジロクサヨトウ（♀）



図3 ツマジロクサヨトウ（幼虫）

9. 令和元年の病虫害発生予察情報「特殊報」一覧

* この一覧表は、農林水産省が発表する病虫害発生予報に掲載しているものを取りまとめたもので、都道府県が発表している発生予察情報と作物名・病虫害名の表記が一部異なる場合があります。

【特殊報】

令和元年7月24日現在

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病虫害名
1月18日	山形県	西洋なし	セイヨウナシハモグリダニ(仮称)
1月21日	鳥取県	トマト	トマト黄化葉巻病
1月22日	宮崎県	かんしょ	サツマイモ基腐病(仮称)、サツマイモ乾腐病
1月28日	群馬県	にら	ネギネクロバネキノコバエ
1月31日	茨城県	レタス	レタス黒根病(仮称)
2月13日	高知県	なし	ナシさび色胴枯病
2月18日	岩手県	ピーマン	トウガラシマイルドモットルウイルス(PMMoV 抵抗性(L ⁴)打破系統)
2月19日	北海道	りんご	リンゴ黒星病(QoI 剤耐性菌及びDMI 剤感受性低下菌)
2月27日	和歌山県	ばら	バラハオレタマバエ
2月27日	鹿児島県	茶	アミメアザミウマ亜科の一種 (Anisopilothrips venustulus (Priesner))
3月7日	秋田県	アスパラガス	ヒメキボシカスミカメ
3月13日	京都府	ねぎ	ネギハモグリバエ(別系統)
3月14日	鹿児島県	アボカド	キイロワタフキカイガラムシ、マツウラコナカイガラムシ、ヤシシロマルカイガラムシ
3月18日	山口県	洋らん(デンドロビウム)	チャノキイロアザミウマ在来系統
3月18日	山口県	ブラックベリー	ムナブトヒメスカシバ
3月26日	鹿児島県	いちご	チバクロバネキノコバエ
4月25日	三重県	ねぎ	ジャガイモクロバネキノコバエ
4月25日	沖縄県	マンゴー	マンゴーすす点病
5月20日	茨城県	ねぎ	ネギハモグリバエ(別系統)
5月23日	島根県	トマト及びピーマン	茎えそ病及びえそ輪点病
5月31日	富山県	ねぎ	ネギハモグリバエ(別系統)
6月3日	奈良県	トマト・ナス	タバコノミハムシ
6月3日	沖縄県	アセロラ	アセロラ炭そ病
6月12日	滋賀県	ナス、ジャガイモ	タバコノミハムシ
6月11日	和歌山県	ばら	ノイバラハオレタマバエ
6月20日	岡山県	ナス	タバコノミハムシ

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病虫害名
6月28日	神奈川県	ブルーベリー	オウトウショウジョウバエ
7月1日	熊本県	トルコギギョウ	トルコギキョウ萎凋細菌病
7月5日	和歌山県	サツマイモ	ヨツモンカメノコハムシ
7月5日	群馬県	トルコギギョウ	トルコギキョウ斑点病
7月5日	鹿児島県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
7月12日	熊本県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
7月12日	宮崎県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
7月12日	長崎県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
7月12日	大分県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
7月12日	沖縄県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ

【参考】

＜農林水産省・病虫害発生予察情報[予察情報の一覧(含過去分)]＞

[参照 URL: http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120104_yoho.html]

＜病虫害防除に関する情報＞

[参照 URL: <http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html>]

＜都道府県病虫害防除所＞

[参照 URL: http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120105_boujoshou.html]

【病虫害防除に関する留意事項】

(一般)

◇病虫害の防除を効果的に実施するためには、注意深くほ場観察を行うことにより、病虫害の発生状況を的確に把握することが必要となります。病虫害の発生は天候の影響を大きく受けるので、天気推移に注意しつつ、各都道府県の防除指針に従い、適期に適切な防除を実施してください。

◇薬剤防除を実施する場合は、農薬の使用基準を遵守して適切な薬剤を選択しつつ、病虫害が薬剤抵抗性を獲得しないように、同じ作用機作の薬剤の連続使用を避けてください。また、周辺の農作物等に農薬が飛散しないよう対策を講じるとともに、蜜蜂への被害を防止するため、養蜂の関係者に農薬散布に関する情報の提供等に努めてください。

＜農薬による蜜蜂への影響について＞

[参照 URL: http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/honeybee.html]

【今後の「病虫害発生予察情報」の発表予定日】

第6号: 8月7日(水曜日)

第7号: 9月11日(水曜日)

第8号: 10月16日(水曜日)

第9号: 11月13日(水曜日)

第10号: 令和2年2月12日(水曜日)

II. 緑の安全管理士会

1. 2019年度「緑の安全管理士会」役員会開催

2019年6月21日(金)に「緑の安全管理士会」会長の
水流 昇氏(九州・沖縄支部長)、副会長の真田正彦氏
(関東・甲信越支部長)、新任支部長の正木吉範氏(東
北支)以下 7役員の出席を得て開催しました。

事務局からは緑の安全推進協会から浜出信正事務
局長以下5名が出席しました。

議題:①2018年度の活動報告と収支決算。

②2019年度の活動計画と収支予算。

[全農薬会議室(緑の安全推進協会)]

③支部大会運営等の対応概要(2018)と対応方針(2019)。

④資格更新要件の変更について、ほか

[会 長:水流 昇 副会長:真田 正彦]



支部名	支部長	副支部長	副支部長
北海道	弓削 知憲	森 信 彦	
東北	<u>正木 吉範</u>	<u>木根 雅道</u>	
関東・甲信越	真田 正彦	渋谷 浩司	<u>宮原 裕介</u>
東海・北陸	三嶋 公明	大石 浩	
近畿	紀平 茂男	阪本 順	
中国・四国	吉岡 忠志	吉澤 昌之	<u>西山 聡</u>
九州・沖縄	水流 昇	吉見 哲郎	竹井 嘉浩

2. 2019 年度の「緑の安全管理士会」役員会資料(-抜粋-)

◇ 2018 年度活動報告

(1) 技術研修委員会 (2018 年 7 月 6 日(金))

「緑の安全管理士」資格資定研修の実施方針、研修カリキュラム、担当講師及び研修テキスト、試験問題集、並びに資格更新研修会の研修テーマについて協議。

(2) 「緑の安全管理士」の資格認定研修会 (12/5～7:アーバンネット神田カンファレンス)

受講者の募集は 8 月末からDMと協会HPで案内の結果、受講者は 78名(前年:77名)。

受講者の内訳では、造園関係の占める割合は 22%、2014 年度 45%、2015 年度 43%と高い背景は、2013 年の住宅地等通知の防除作業受委託に係る資格要件によるところと、2017 年 11 月の同通知の再周知・指導の徹底が図られたことによると推察される。

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	備考
合格者	104名	89 名	68名	67名	75名	
受講者	110名	94 名	72名	77名	78名	

(3) 「緑の安全管理士」認定審査会 (12/14、3/8)

①「緑地・ゴルフ場分野」認定研修受講修了者 78 名(前年 77 名)は、審査の結果、75 名(同 67 名)を「緑の安全管理士」に認定。

②「農耕地分野」の植物防疫研修会修了者で管理士申請された 108 名(同153名)を認定。

2018 年度における新規取得者は 183 名で、4 月 1 日現在で在席している緑の安全管理士は、計 2,987 名(前年:3,010 名)、うち二分野取得者は 94 名。

(4) 支部大会(資格更新研修会)の開催

管理士への受講案内は、2018 年 9 月 25 日時点の届出住所あて、次の①～④の管理士 3,003 名(前年:2,986 名)に 10 月 5 日から郵送した。

① 更新対象者:485 名 ・うち正規更新者 485 名、出席不足(1年遅れ)98 名

② 更新年度遅者:21 名(2016 年度は仮認定証)

③ 資格回復者:1 名 (レポートの審査に合格した者)

④ 一般更新対象外:2,397 名(うち注意喚起対象=出席不足者 132 名)

出席者数は 1,149 名(前年 1,206 名)、資格更新者は 392 名(同 492 名)、その他の参加者は 757 名(同 714 名)。〔受講料:20,200 円(有効期間:5 年間)〕

(5) 受付手続きの簡素化

会場受付時の確認は、「受講票」又は「往復ハガキの半券」の回収としていますが、持参されてない方には、「代替え用紙(氏名・所属・都道府県名)」で受講者名簿と照合して、各管理士の受講履歴データ管理(D/B)に確実に期しています。

支部によっては、3～4割の管理士が「代替え用紙」を利用しましたので、必ずご持参して下さい。



[11/30 東海・北陸地区支部会場]

[2018 年度の研修テーマ]

- (1) 農薬行政の動向 ― 農薬取締法の一部改正など最近の改訂を重点 ― (農水省)
- (2) 農薬の環境影響に係るリスクの評価と管理
― 住宅地等通知の再周知の背景など ― (環境省)
- (3) 農薬の登録状況を巡る話題
― 「農薬登録情報」の実務的な詳細検索の手順など ― (FAMIC)、
- (4) 事例に学ぶ～樹木の病害～樹木の病害と各種障害の初期診断での見分け方
(法政大学 植物医科学センター 堀江 博道 副センター長)

アンケートは、会場毎に実施して管理士の方々の要望や意見を把握して、次年度の研修会の運営及びテーマの選定に反映していますので、アンケートの提出にご協力下さい。
回答率は、2018年度44%(2016年度:46%、'17年度:59%)でした。

◇支部大会実績 (2018年度 = H30年度)

支部名	更新		一般		合計			アンケート	
	該当者	更新者	該当者	出席者	該当者	出席者	参加率	回答数	回答率
北海道	36	33	240	71	276	104	38%	61	59%
東北	66	49	293	78	359	127	35%	51	40%
関東①	96	72	517	184	613	256	42%	91	36%
関東②	113	112	513	170	626	282	45%	96	34%
東海・北陸	72	44	314	68	386	112	29%	53	47%
近畿	37	37	238	83	275	120	44%	63	53%
中国・四国	33	23	194	47	227	70	31%	39	56%
九州・沖縄	32	22	209	56	241	78	32%	50	64%
29年度	618	392	2,368	757	3,003	1,149	38%	504	44%
2017年度	618	492	2,368	714	2,986	1,206	40%	715	30%

(6) 「緑の安全管理士」認定証書、同認定証の西暦表示

交付年月日、有効期限等は 2017(平成 29)年度の「認定証書」及び「認定証(カード)」から生年月日を除き、西暦表示に改めました。

「認定証(カード)」の支部大会出席確認印欄の表記も同じく変更させて頂きました。

(7) 会報「みどりのたより」の発行およびメールマガジンの発信

最近の農薬を巡る行政の動向などについて「みどりのたより」年3回発行(No.72、73、74)、併せて、当会ホームページに PDF 版を掲載しています。

メールアドレスを登録されている管理士 1,331 名(2017 年:1,056 名)の方へは、農薬の登録情報・病害虫の発生予察などの情報を 46 回(同 54 回)提供しました。

* みどりのたよりバックナンバーはこちら



◇「緑の安全管理士会」2018 年度決算/2019 年度予算

	2018 年度収支決算			2019 年度収支予算	
	予算額(イ)	決算額	増減	予算額(ロ)	増減(イ-ロ)
◆収入 (1)認定研修会収入	3,280,000	3,216,000	-64,000	3,444,000	164,000
(2)更新研修会収入	7,878,000	7,978,800	100,800	7,070,000	-808,000
(3)認定証 交 付料	198,000	227,400	29,400	198,000	0
(収入合計)	11,356,000	11,422,200	66,200	10,712,000	-644,000
◆支出 (1)組 織 強 化 費					
(2)事 業 促 進 費	240,000	183,600	56,400	240,000	0
(3)管理士会会場費	760,000	765,340	-5,340	760,000	0
(4)管理士 会 旅 費	1,350,000	1,083,580	266,420	1,350,000	0
(5)管理士会印刷費	980,000	791,316	188,684	980,000	0
(6)管理士会通信費	600,000	416,739	183,261	600,000	0
(7)管理士 会 謝 金	660,000	656,097	3,903	660,000	0
(8)管理士 会 諸 費	300,000	234,084	65,916	300,000	0
(9)会 報 作 成 費	1,100,000	995,004	104,996	1,100,000	0
(10)会 報 発 送 費	900,000	948,283	-48,283	900,000	0
(11)認定証作成発送	270,000	233,020	36,980	270,000	0
(12)認定研修会場費	520,000	534,600	-14,600	520,000	0
(13)認定研修テキスト	750,000	449,856	300,144	750,000	0
(14)認定研 修 謝 金	400,000	368,024	31,976	400,000	0
(15)認定研修通信費	120,000	274,503	-154,503	120,000	0
(16)認定研修印刷費	450,000	361,260	88,740	450,000	0
(17)認定研修会諸費	400,000	406,564	-6,564	400,000	0
小 計 ((1)～(17))	9,800,000	8,701,870	1,098,130	9,800,000	0
【管理士会・負担分】					
(1)システム業務委託費	1,064,180	1,064,180	0	1,064,180	0
(2)事務所賃借料等	2,002,776	2,038,578	-35,802	2,197,157	194,381
(支出合計)	12,866,956	11,540,892	1,326,064	13,061,337	194,381
◆差引	-1,510,956	-382,428	1,128,528	-2,349,337	-838,381
◆負担金 [緑安協本体会計より]					
職員給料手当	7,474,294	7,772,519	-298,225	7,498,856	24,562
福利厚生費	1,051,914	955,575	96,339	1,034,548	-17,366
(人 件 費 等 計)	8,526,208	8,728,094	-201,886	8,533,404	7,196

◇ 2019 年度活動計画（役員会資料より抜粋）

(1) 技術研修委員会（7 月 5 日開催）

緑の安全管理士認定の実施方針、研修カリキュラム、講師及びテキスト、試験問題（試験問題集改訂）及び更新研修会のテーマ等について協議しました。

併せて、資格更新要件の変更（見直し）については、管理士会役員会における協議等を踏まえまして、管理士の更新研修実施要領を次のとおり改正することとしました。

【資格更新要件の改正（見直し）】

◎資格の取得（新規・更新）後の支部大会（兼更新研修会）への参加は任意とし、5年目となる更新年度の更新研修には必ず出席し、所定のカリキュラムを受講することで、「緑の安全管理士」としての認定を更新することとなります。

【資格更新要件（現行）】

◎有効期間4年目までに、支部大会（兼更新研修会）に1回以上出席して、5年目の更新研修会に出席することで資格更新となります。

◇3年間出席が確認されていない管理士には、4年目にその旨を封書（往復葉書による案内同封）でご案内して注意を促すこととしています。

事務的には、「緑の安全管理士認定要綱」及び「緑の安全管理士更新研修実施要領」の一部改正となります。・・・（別紙 改正案）

(2) 支部大会（資格更新研修会）の開催日程（巻末参照）

管理士会支部としての活動は、前年同様に7支部における支部大会（兼更新研修会）を開催すること、詳細な内容や運営等については、支部役員会の決定による。

管理士への研修会の案内は、9月末時点の各届出住所あてへ開催会場順に郵便にて発送予定。

なお、管理士会役員会では、『公益の認定・更新資格者としての更新研修会であり、その資格者の姿勢が第三者の理解や信頼が得られることを自覚すべきことを促すこと。ただし、管理士は積極的に出席すべきとの意識を喚起するも参加の可否は、自己責任であり。特段の途中退席対策を検討することは不要。』との結論でした。

○2019年度「緑の安全管理士会」支部大会（資格更新研修会）の開催計画

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/22	関東①	12/17	東海・北陸	12/6	中国・四国	1/23
東北	12/4	関東②	1/30	近畿	1/22	九州・沖縄	1/24

① 会場留意：近畿地区＜CIVI 研修センター＞・・・「新大阪駅 東口」から2分

② 順 序：大阪（1/22 水）⇒ 岡山（1/23 木）⇒ 福岡（1/24 金）。

＜2019 年度の研修テーマの講演内容（予定/仮称）＞

イ. 農薬を巡る最近の動向について（農水省・各地方農政局）

・農薬の使用者を重点として最近改訂された事項について

ロ. 農薬に係る環境リスクの評価と管理（環境省）

・住宅地等通知の再周知の背景等について

ハ. 農薬の登録状況を巡る話題（FAMIC）

・除草剤の使用基準における留意点

ニ. 外来雑草による被害と防除対策（（財）日本植物調節剤研究協会）

・緑地及び農耕地における被害と対策

(2)アンケートの要望等に対する対応 (2019 年度方針)

— 目次 —

- ① 管理士資格の更新要件(4年以内1回以上、5年目必須)は、研修の開催が各支部1回限りでは、更新要件としては厳しくないか (現状:関東支部は2回)。
- ② 緑の安全管理士の資格は、法的に必要な資格ですか。
- ③ 管理士資格取得のメリットともなるので、薬剤散布等の委託業務に係る市町村の入札には「緑の安全管理士」等の資格保有者を要件に添えるように働きかけるべきではないか。
- ④ 「緑の安全管理士」と都道府県の「農薬指導士等」との違い(メリット、デメリット)。
- ⑤ 資格更新研修の受講料が高すぎるのではないか。
- ⑥ 狭隘な会場の解消、椅子席に余裕が欲しいや席が狭い。
- ⑦ 社内業務や現場と調整した上で参加しているが、途中退席者が多く見受けられるので、事務局は出席確認を最後とするなど毅然とした姿勢を見せて頂きたい。
(退席者の容認は、管理士の資格に対する信頼が損なわれるとの指摘など。)
- ⑧ 休息を挟んで退席されているが、これで資格更新が平等に行われることに疑問を抱くので事務局には善処を要望します。
- ⑨ 支部での開催は、関東地区同様に2回実施することで参加を容易にできないか。
- ⑩ 所属支部での研修案内(日時等)が届いたが他の支部での受講は可能ですか。
- ⑪ 体調不良の場合は、更新研修会の出席は免除できないか。
- ⑫ 更新研修会の案内や往復ハガキに示された研修日が不都合な場合は他でも受講できるか。
- ⑬ 開始時間の繰り下げ・終了時間の繰り上げ要望。
- ⑭ 更新研修会の受講票、研修案内(往復葉書の半券)を忘れた場合

-
- ① 管理士資格の更新要件(4年以内1回以上、5年目必須)は、研修の開催が各支部1回限りでは、現場を持つ管理士には厳しくないか (現状:関東支部は2回開催)。

< 対応 >

2019年度の管理士会 役員会での協議等を踏まえまして技術研修委員会(7/5)で次のとおり、管理士の更新研修実施要領を改正することとしました。

【資格更新要件の改正(見直し)】

資格取得(新規・更新)後4年間の研修会参加は任意とし、5年目の更新年度の研修会参加は必須とすることへ改めます。

< 見直し背景 >

更新研修会への参加は、現場の調整(人員の遣り繰り)や遠隔地からの参加に要する時間的・経費的な負担が資格の継続を困難にしているとの改善要望等への対応。

- ② 緑の安全管理士の資格は、法的に必要な資格ですか。

法的に明記はされていませんが「住宅地等における農薬散布について(平成 25 年 5 月、農水省・環境省・両局長連名)」においては、「当該業務の実質上の責任者が農薬管理指導士や緑の安全管理士等の資格を有していることを入札要件として規定する。」の明示により、既に受委託に反映されています。

平成 29 年度(2017)の小学校における農薬散布に係る被害事案では、農水省・環境省は文部科学省を介して都道府県教育委員会域内の市区町村教育委員会に『住宅等における農薬散布について』の再周知・指導の徹底について』をもって、再発防止に努めており、農薬散布等に係る入札の資格要件としての要求が高まると推察しています。(詳細:みどりのたより 70 号既報)

- ③ 管理士資格取得のメリットともなるので、薬剤散布等の委託業務に係る市町村の入札には、「緑の安全管理士」資格を働きかけるべきではないか。

＜対処＞ 住宅地等通知(平成25年4月農水省、環境省・両局長連名)において「当該業務の実質上の責任者が農薬管理指導士や緑の安全管理士等の資格を有していることを入札の資格要件として規定する。」などの取組事例として既に明記されていること。

- ④ 「緑の安全管理士」と都道府県の「農薬指導士等」との違い(メリット、デメリット)。

＜対処＞ 住宅地等通知に明記の「入札の資格要件となる業務の実施上の責任者」は、都道府県の農薬指導士等は、基本的には資格を取得した都道府県下(注)でのみ有効な資格と位置づけられますが、緑の安全管理士については、行政域等による区分はないことから広域な植栽管理業務には適していると考えます。

注) 都道府県によっては相互で有効の場合があること。

- ⑤ 資格更新研修の受講料が高すぎるのではないか。

＜対処＞ 5年毎の更新時に受講料(20,200円)として納付いただいておりますが、年会費として試算すると4,000円×5年間分相当と考えます。

経費の内訳は、①更新研修に係る受講案内経費、資料代、講師料(旅費等)、会場借用料、②更新者への認定証書等の作成・送料代などの直接的な経費、及び③毎年度の研修会案内(同資料代等)など。

④会報「みどりのたより」(年3回)の作成・送料代などの経費を合算すると実費ベースでも4,000円/年以上となっています。

- ⑥ 狭隘な会場の解消、椅子席に余裕が欲しいや席が狭い。

＜対処＞各支部の過去5カ年の実績から想定される参加申込者数の2割増の席数を目処に会場を1年前に確保して、施設側と準備しています。

なお、新梅田会場(大阪駅)は、最寄り駅から不便・手狭となったため2018年度から新大阪駅東口(CIVI研修センター新大阪東)へ会場を変更しています。

[2017年度:福岡会場(輻輳)は、JR博多シティ会議室へ変更。]

- ⑦ 社内の業務や現場と調整した上で参加しているが、途中退席者が多く見受けられるので、事務局は出席確認を最後とするなど毅然とした姿勢を見せて頂きたい。

(また、退席者の容認は、管理士資格の信頼が損なわれるとの指摘など…多々。)

- ⑧ 休息を挟んで退席されているが、これで資格更新が平等に行われることに疑問を抱くので事務局には善処を要望します。

＜対処＞公益法人の認定資格者として、第三者から理解や信頼が得られる管理士資格の更新研修会であることの自覚と理解をお願いします。

開催日程(2019年度日程・巻末参照)は、3月には当協会HPへの公表に努めていますので、業務等との事前調整をお願いします。

なお、管理士会役員会では、『管理士は積極的に出席すべきとの意識を喚起するも参加の可否は自己責任であり、特段の途中退席対策を管理士会として検討することは不要。』との結論に至りました。

- ⑨ 支部での開催は、関東地区と同様に2回実施することで参加を容易にできないか。

＜対処＞ 関東地区の管理士数は、2018年度で1,239名(更新対象は209名)と多数のため2回に分けざる得ないこと。

経費負担(更新料)を抑える上からも1研修会場は100名程としていること。

年間の研修日程を早期にご案内(2019年度:4月にHP・会報掲載)していますので、管理士の方々には業務等の調整をお願いしているところです。

[解説:会場の準備と会場使用料]

(1)会場の確保:

2018年度の開催時に次回2019年度を仮予約。全体の予約を確認・調整後に7支部全体(8会場)の年間研修日程を作成しています。

(2)予約人数:

各過去5年間の最多出席人数を参考にプラス1割程。

(3)研修会の案内:

9月末の届出住所(約3,000名)を基に、更新対象者の485名と、支部大会案内対象となる管理士の約2,500名の各研修履歴に応じてご案内を郵送しています。

(4)関東支部①②における過去5年の例では

出席との回答は250～350名の範囲ですが、当日の50～80名増減に対処できる「つつじホール(収容402名)」を利用せざる得ない現状にご理解をお願いします。

(5)会場使用料(2018年度実績)

・ホテル利用:11.7万円～12.2万円、・会議室施設:7万円～20.5万円

⑩ 所属支部での研修案内(日時等)が届いたが他の支部での受講は可能ですか。

〈対処〉 ご案内の資格更新研修会場(兼支部大会)は、9月末の届出住所に応じて所属支部の会場を往復葉書(更新者:封書)でご案内しています。

住居の異動や業務の都合等で、ご案内の支部(日時)以外での受講を希望される場合は、「受講申込書」又は、「返信葉書」の希望する受講支部(日時)に明示してご返送下さい。他の支部で「出席確認」を受けた場合でも正規に事務処理されます。なお、受付・資料準備を行う上からも「出席」の返信をお願いします。

⑪ 体調不良の場合は、更新研修会の出席は免除できないか。

〈対処〉 資格更新を5年毎に行う仕組みは、適正かつ公平に行うことが前提ですので、5年毎に資格更新出来ない場合は、「理由書(欠席の理由)」の提出をもって、6年目の更新研修会に出席することで1年遅れとなりますが資格更新・継続となります。

⑫ 「理由書」が受理された場合、管理士資格の有効期限はどのようになりますか

更新年度の研修会を特別の理由により欠席することが認められた場合は、次年度の更新研修会を必ず受講することを条件に「緑の安全管理士」としての資格は、次年度末まで保留されています(管理士更新実施要領第3の2)。

⑬ 開始時間の繰り下げ・終了時間の繰り上げ要望。

〈対処〉 プログラムは各支部共通(北海道を除く)とし、開始時間は13時から終了時間の16時45分として、更新研修カリキュラムに定める240分との整合性を図りつつ、事務局の持ち時間で調整して終了時間の厳守に努めています。

なお、札幌会場は、安全協北海道支部の協力を得て、13:00～15:30(前年12:30～15:00)へ移行しました。

⑭ 更新研修会の受講票、研修案内(往復葉書の半券)を忘れた場合

更新研修会の「受講票(更新者)」又は「研修案内(一般)」のご持参を失念されている管理士の方には、受講(出席)を確実に記録するため「代用の書式」で、氏名・管理士番号などを会場受付で記載いただいています。

会場での受付事務を迅速に行うためにも、緑の安全管理士の「認定証(カード)」に併せて、「受講票(更新者)」又は「研修案内(一般)」を必ずご持参して下さい。

2018年度は、3割から4割の管理士が失念されていた支部がありましたので、ご理解の程よろしくお願いします。

3. 資格更新研修会に係る更新要件の変更(資格更新研修実施要領の改正)

従前は資格取得(認定・更新)後の4年間に1回以上、加えて、更新年度となる5年目の研修会に出席とされていましたが(変更前)、**今年度(2019年)から**資格取得(認定・更新)後4年間で参加は任意となり、更新年度(5年目)の更新研修には必ず出席して、所定のカリキュラムを受講することで認定更新することに変更されました。

[管理士会役員会(6/21)及び技術研修委員会(7/05) 確認]

.....

緑の安全管理士更新研修実施要領 (改正版)

平成21年12月4日 制 定
令和 元年7月5日 最終改訂

第1条(目的)

この要領は、緑の安全管理士認定要綱(平成8年12月10日制定、平成25年4月1日改訂。以下「要綱」という。)第8条に基づき、「緑の安全管理士」の資格の更新について必要な事項を定める。

第2条(更新研修カリキュラム)

要綱第8条による、「緑の安全管理士」の認定の更新のための研修カリキュラムは、別表に準じた内容で支部大会を兼ねて実施する。

第3条(認定の更新)

1. 要綱第8条による認定の更新は、資格の取得(新規・更新)後の支部大会(兼更新研修会)への参加は任意とし、更新年度の更新研修には必ず出席し、前条のカリキュラムを受講し、「緑の安全管理士」としての認定を更新する。
2. 要綱の第9条の2項に定める特別の理由がある場合には、その旨を協会会長に文面(「理由書」)で申し出、会長が認めた場合には、次年度の更新研修を必ず受講することを条件に更新する。この間「緑の安全管理士」としての資格は保留する。

第4条(更新研修会の開催)

1. 要綱第8条による「緑の安全管理士」の認定を更新のための研修は、地方ごとに、毎年度開催する。

第5条(雑則)

この要領に定めるもののほか、認定の更新について必要な事項は、会長が定める。

〈付則〉・・・[略]

(別表) 第2条に定める「緑の安全管理士」更新研修カリキュラム

科 目	分	研 修 内 容 要 点
1. 植物防疫及び農薬行政	90	研修時点における植物防疫行政及び農薬行政の動向を理解させ、農薬の適正使用、安全使用等の重要性を再認識させる。
2. 防除技術	90	研修時点で話題となっている病虫害等の防除や防除技術などについての知識を理解させる。
3. 講 話	60	「緑の安全管理士」の任務等に関連した話題についての講話を行い、知識の幅を広げる。
計	240	(4時間)

4. 事務局からの連絡とお願い

(1) 更新年次の研修会に出席できなかった場合の「理由書」の提出【重要】

更新年次の更新研修会に出席できなかった管理士は、資格喪失者として管理士の有資格者名簿からは自動的に削除(退会扱い)されます。

資格の継続(更新)を希望される方は「理由書」を提出いただくことで、当協会長が認めうる理由であれば、次年度の更新研修会をご案内しています(1年遅れ扱い)。

[届出書:協会HP、「管理士の手引き」、「みどりのたより」巻末に掲載]

【資格更新要件の変更】

(2) 資格更新時の「認定証(カード)」返納手続きの廃止について

資格更新者への新規「認定証(カード)」の発行は、旧『認定証(カード)」の返納後としていましたが、2017(平成 29)年度から会場では出席確認印を押印して返却していますので、新規の「認定証(カード)」を受領後、旧認定証は各管理士で廃棄などに改めることとしています。

＜改訂の背景＞

- イ. 未返納者の返送処理や紛失届の提出催促などの事務処理の簡素化。
- ロ. 防除作業や入札、府県等の研修会などで認定証の提示、または、写しの提出が求められる現状などに適切に対処するため。

＜注意点＞

:「認定証(カード)」に明記の有効期限が切れている 旧「認定証」を用いることがないように留意して下さい。

(3) 会報「みどりのたより」の発行

発行は 年 3 回予定、配布先は全管理士 2,987 名(2018 年度:3,010 名)、国・都道府県の関係部局(含試験場・防除所)、FAMIC など約 3,200 ケ所へ送付しています。

緑の安全管理士の活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てるため、会員へのご意見、記事の投稿をお願いします。

(4) メールマガジンの発信と受信設定について

メールアドレス登録管理士 1,331 名(同 1,053 名)には、農薬登録、病虫害の発生予察等の情報をメルマガとして提供する。メールアドレスの登録をお願いします。

資格認定(更新)受講申込書に記入の方、別途、登録手続きをされた方は不要です。

【受信メールの設定について = 登録しているがメールが届いてない方】

発信メールアドレス(midori-kanrishi@midori-kyokai.com)がメールフィルターなどの機能により送達されていない事例(リジェクトメール)がありますので、登録されている方は、メール設定にご留意下さい。

(「midori」が不適切?な名称として認識・処理されているようです…)

(5) 勤務先や住所等が変更となった場合 [届出書:協会 HP、本号巻末に掲載]

みどりのたより・研修会案内など種々のお知らせは、管理士個々の届出の所属先に送付していますが、宛て先不明で返送される件数が多々見られます。

宛先不明が連続(2回を目途)する場合は、発送は停止しています。勤務先や住所など届出事項の内容に変更があった場合は、FAX・電子メール等で速やかに事務局までご連絡下さい(発送を停止している場合は、再開します。)

なお、**資格更新研修会(兼支部大会)のご案内は、この届出住所あてとなります。**

[変更等の届出書:協会HP、「管理士の手引き」、「みどりのたよりの巻末に掲載]

Ⅲ. 緑の安全推進協会

1. 第30回通常総会開催

2019年6月19日、通常総会を開催し、2019年度事業および決算、新役員の選任について協議し、理事会提案とおり承認されました。

<2019年度(公社)緑の安全推進協会役員名簿(理事・監事)>

2019年6月19日

役 職	氏 名	所属会社・団体
会 長	根 岸 寛 光	(公社)緑の安全推進協会
副 会 長	小 池 好 智	農薬工業会 会長(クミアイ化学工業(株)代表取締役社長)
〃	小 林 由 幸	(株)ロイヤル・グリーン・メンテナンス 代表取締役社長
専務理事	濱 出 信 正	(公社)緑の安全推進協会
理 事	足 立 純 一	シンジェンタジャパン(株)執行役員 プロフェッショナルソリューション事業本部長
〃	大 森 茂	全国農薬協同組合 理事長(山陽薬品(株)代表取締役会長)
〃	清 水 等	(株)理研グリーン 代表取締役社長
〃	高 橋 史 郎	(株)ニチノ一緑化 代表取締役社長
〃	壇 辻 寛 和	住友化学園芸(株) 代表取締役社長
〃	浜 本 悟	日産化学(株)執行役員農業化学品事業部 副事業部長兼同営業本部長
〃	溝 口 正 士	日本曹達(株)執行役員農業化学品事業部長
〃	山 田 正 和	全国農業協同組合連合会 本所 耕種資材部次長
監 事	阪 本 剛	農薬工業会 専務理事
〃	鈴 木 望 文	小西安農業資材(株) 取締役営業本部長

2. 資格認定研修会の受講者募集

2019年度の「緑の安全管理士」資格認定研修会は、2019年11月27日(水)～29日(金)に東京・神田で実施。受講者の募集は8月末頃から100名程(2018年度＝78名)。

<資格認定研修会案内(受講申込書等)は、協会HPに8月から掲載しています。>

3. 講師派遣事業

農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、都道府県・地方自治体・学校・関係団体の研修会等へ要請を受けて、2018年度は196回(前年:194件)講師を無償で派遣している(緑地・ゴルフ場分野は14件(前年:11件))。

緑地・ゴルフ場分野の講師陣を充実・強化していますので、研修会や勉強会などを希望・企画されている方に積極的にご紹介ください。

派遣できる研修会の規模(参集人数)は20名以上を目安としていますが、派遣の時期・内容等の調整には2ヶ月程が必要です。

講師派遣の詳細、依頼書様式はホームページに掲載しています。



4. 農薬電話相談室

農薬の使用者や一般市民の方々からの農薬に関しての電話相談に無償で応じています。農薬に関する疑問や質問などどのような内容でもお問い合わせください。

直接の疑問・質問など以外にも「この問題については、何処に問合せたら良いか？」などについても気軽に尋ね下さい。可能な限り調べた上でお答えしています。

[相談電話:03-5209-2512]

5. 「グリーン農薬総覧2019年総合版」(発行済:3月上旬)

総合版と追補版は隔年で交互の刊行、本総合版は、2018年1月～12月末の間の新規登録や適用拡大等の登録情報を基に追加、変更情報等を「2019 総合版」として作成いたしました。注文書は協会HPよりダウンロードできます。**FAX(03-5209-2513)**

6. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」

農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などを優しく解説したリーフレットを作成して、知識普及・啓発に関わる講習会・研修会・会議等の資料や各種イベントで活用いただいています(無償提供、送料も協会負担)。(2018年度実績:リーフレット13種類、269ヶ所(前年291カ所)、185千部(同233千枚))
提供できるリーフレットの記載内容等は、当協会のHPにサンプルを掲載。



[サンプル:http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]

[リーフレット送付申込書:<http://midori-kyokai.com/pdf/leaflet-order.pdf>]

参考資料:「農薬の適正使用推進のために！」)

7. 緑の安全管理士に係る届出書式等

(1) 「緑の安全管理士」認定証書および認定証 紛失等再発行願い
<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1605.pdf>



(2) 「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書 (巻末資料)
<http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1605.pdf>



(3) 更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の「理由書」(巻末資料)
・更新年次の更新研修会で出席が確認できなかった場合は、資格喪失者として管理士の有資格者名簿からは自動的に削除されます。
資格の継続(更新)を希望される方は、以下の①～④を記載した「理由書」を提出いただくことで、当協会長が認める場合は、次年度の更新研修会をご案内しています(1年遅れ扱い)。
・提出は、FAX、メールで結構です。



(公社) 緑の安全推進協会

緑の安全推進協会 事務局 あて

FAX:03-5209-2513

.....

「 理 由 書 」

公益社団法人 緑の安全推進協会長 殿

1. 提出年月日

: 20 年 月 日

2. 認定番号

: NO. _____

3. 氏 名

: _____

4. 所 属

5. 出席できなかった理由（具体的に記載して下さい）

6. 資格継続の確認（チェックにて）

☐ 資格の継続 を希望します。

☐ その他()

...[補足].....

- ・更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の「理由書」です。
- ・更新年次の更新研修会で出席が確認できなかった場合は、資格喪失者として管理士の有資格者名簿からは自動的に削除されます。
- ・資格の継続(更新)を希望される方は、「理由書」を提出いただくことで、当協会長が認める場合は、次年度の更新研修会をご案内します(1年遅れ扱い)。

公益社団法人 緑の安全推進協会

FAX:03-5209-2513

E-mail:midori@midori-kyokai.com



2019年度「緑の安全管理士」資格更新研修会(兼支部大会) —(日程案)—

2019/5/10

支部名	開催日時	開催場所・住所	電話・FAX
北海道	2019年11月22日【金】13:00～15:50 [受付:12:00～]	ホテル札幌ガーデンパレス(2F 丹頂の間) 〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 http://www.hotelgp-sapporo.com/access/index.html	TEL 011-261-5311 FAX 011-251-2938
東北	12月4日【水】13:00～16:45 [受付:12:00～]	ホテル白萩(2F 萩の間) 〒980-0012 仙台市青葉区錦町 2-2-19 http://www.hotel-shirahagi.com/access.html	TEL 022-265-3412 FAX 022-265-3462
関東・甲信越①	12月17日【火】13:00～16:45 [受付:12:00～]	北とぴあ(3F つつじホール) 〒114-8503 東京都北区王子 1-11-1 (公財)北区文化振興財団 北とぴあ http://www.hokutopia.jp/access/	TEL 03-5390-1100 FAX 03-5390-1147
関東・甲信越②	2020年 1月30日【木】13:00～16:45 [受付:12:00～]		
東海・北陸	12月6日【金】13:00～16:45 [受付:12:00～]	フジコミュニティセンター(4F) 〒453-0804 名古屋市中村区黄金通1-18 http://www.fujicomcommunitycenter.jp/access/	TEL 052-481-5541 FAX 052-481-5542
近畿	2020年 1月22日【水】13:00～16:45 [受付:12:00～]	CIVI研修センター新大阪東(7F E705) 〒533-0033 大阪市東淀川区東中島1-19-4 http://www.civi-c.co.jp/access.html#higashi	TEL 06-6160-5888 FAX 06-6160-5666
中国・四国	2020年 1月23日【木】13:00～16:45 [受付:12:00～]	オルガホール(B1F ホール) 〒700-0026 岡山市北区奉還町 1-7-7 http://www.offersweb.co.jp/s/map/map283.html	TEL 086-256-7244 FAX 086-256-2519
九州・沖縄	2020年 1月24日【金】13:00～16:45 [受付:12:00～]	JR博多シティ会議室(10F 大会議室) 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街 1-1(JR博多駅) https://www.jrhakatacity.com/communicationspace/	TEL 092-292-9258 FAX 092-292-9362

2019年度「緑の安全管理士」資格認定研修会 —(日程案)—

研修会名	開催日時	開催場所	電話
第41回認定研修会	2019年11月27日(水)09:00～ 29日(金)16:50 [受付:09:30～]	アーバンネット神田カンファレンス(2階 2A会議室) 〒101-0047 東京都千代田区内神田3-6-2 http://kanda-c.jp/access.html	TEL 03-3526-6800

みどりのたより

第 75 号

発行日 2019 年 7 月 24 日

発 行 緑の安全管理士会 事務局

〒101-0047

東京都千代田区内神田 3-3-4（全農薬ビル 5 階）

公益社団法人 緑の安全推進協会 内

TEL : 03-5209-2511

FAX : 03-5209-2513

http : //www.midori-kyokai.com

Eメール : midori@midori-kyokai.com



バックナンバー（PDF 版）

: <http://midori-kyokai.com/kanrishi/>

